

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年8月29日
【発行者名】	株式会社パリミキアセットマネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役 磯野 昌彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目8番4号 泰明ビル2階
【事務連絡者氏名】	渡辺 友子
【電話番号】	03-6682-2868
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	コドモファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月20日付で提出した有価証券届出書において更新すべき事項があり、記載事項を更新するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正します。なお＜訂正前＞、＜訂正後＞の下線部____は、変更部分を示します。

第二部【ファンド情報】

＜訂正前＞

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（中略）

＜ファンドの基本的性格＞

（中略）

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般		グローバル		
大型株		（日本含む）		
中小型株	年1回	日 本		
債券				
一般	年2回	北 米		
公債	年4回	欧 州	ファミリーファンド	あり
社債	年6回	アジア		（適時ヘッジ）
その他債券	（隔月）			
クレジット属性				
不動産投信	年12回 （毎月）	オセアニア		
その他資産		中南米		なし
（投資信託証券	日々		ファンド・オブ・ファンズ	
（株式一般））		アフリカ		
資産複合	その他	中近東（中東）		
資産配分固定型				
資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分の定義（表の網掛け部分）

その他資産 (投資信託証券(株式一般))	投資信託証券を通じて、主として、株式に投資するものをいいます。
年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル(日本含む)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
<u>ファンド・オブ・ファンズ</u>	目論見書又は信託約款において、 <u>投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を主な目的とするものをいいます。</u>
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

商品分類・属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<訂正後>

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

(中略)

<ファンドの基本的性格>

(中略)

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般		グローバル		
大型株		(日本含む)		
中小型株	年1回	日本		
債券				
一般	年2回	北米		
公債	年4回	欧州	ファミリーファンド	あり
社債				(適時ヘッジ)
その他債券	年6回	アジア		
クレジット属性	(隔月)			
不動産投信	年12回	オセアニア		
	(毎月)			

その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	日々 その他	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分の定義（表の網掛け部分）

その他資産 (投資信託証券（株式一般）)	投資信託証券を通じて、主として、株式に投資するものをいいます。
年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本含む）	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
<u>ファミリーファンド</u>	目論見書又は信託約款において、 <u>親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ</u> のみに投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

商品分類・属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<訂正前>

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

（中略）

ファンドの特色

「自分たちが本当に良いと思うものをお客様にも提供したい。」日本で販売されている他のファンドとの最大の違いがここにあります。実際、コドモファンドの購入者にはパリミキアセットマネジメントの社員はもちろん、グループ企業やその社員などが多いのも、ファンドの良さを表している特徴の一つでしょう。その他にも以下のようなユニークな特徴があります。

1 「長期投資」

長期に安定したパフォーマンスを確保するため、株式に限らず、債券、商品、不動産、金に投資するファンドなど、あらゆる資産に投資する事が可能で、市場の環境変化に対応できる設計になっています。

2 「分散投資」

複数のファンドに分散投資するファンド・オブ・ファンズ()という方式を取ることで、リスクの軽減が図れるだけでなく、時間を分散することで、その時の市場のサイクルに最も適合したアセットアロケーションを実現。最適なパフォーマンスを目指します。

3 「厳選したファンド」

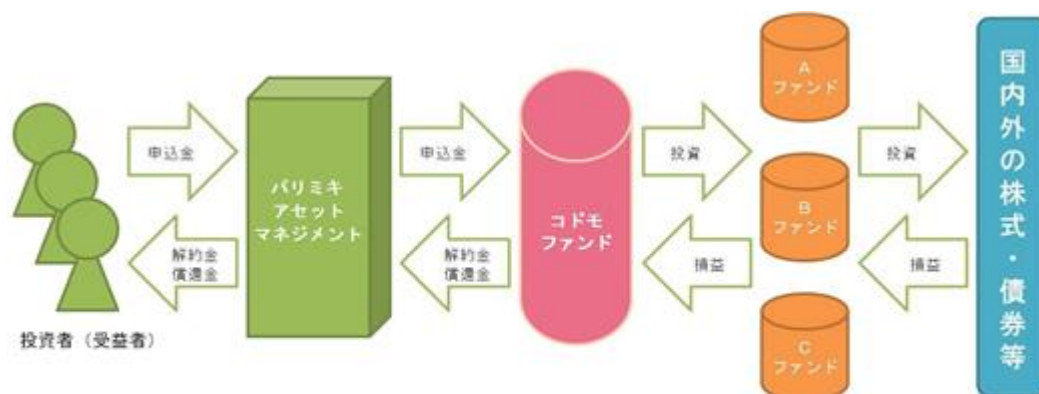
スイスの複数のプライベートバンクやファミリーオフィスとの間で情報を共有。優秀なファンドを世界から厳選すると同時に、常に最も「旬」なファンドを組み込む努力を行っています。また組入れにあたっては、国内外のETF（上場投資信託証券及び上場投資証券）に投資する場合があります。

資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンド・オブ・ファンズとは

投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。ファンドが主要投資対象とする投資信託（「指定投資信託証券」といいます。）の中には、直接株式市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

<イメージ図>



（中略）

（２）【ファンドの沿革】

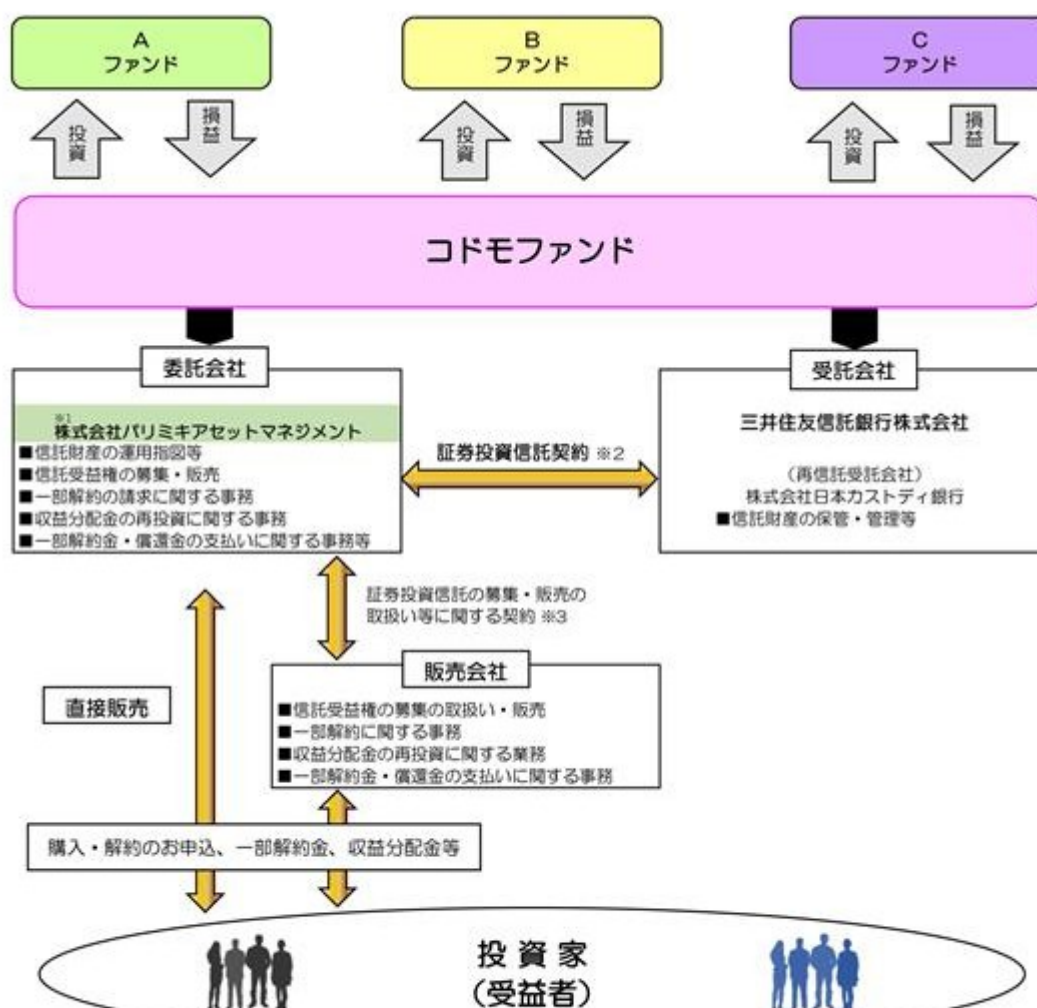
2013年4月15日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

2020年9月28日 らくちんファンドと併合

2020年10月26日 かいたくファンドと併合

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



※1株式会社パリティアセットマネジメントは、販売会社としての役割も有しております。

※2受託会社との契約：ファンドの運用方針、信託報酬の総額等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

※3販売会社との契約：委託会社が販売会社に委託するファンドの募集の取扱い・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、及びこれらに関する手続き等について規定しています。

（中略）

<訂正後>

ファンドの目的・特色

当ファンドは、ファミリーファンド方式（ ）により、マザーファンドを通じて運用を行います。

ファンドの目的

当ファンドは、日本の皆様に本当に長期で安心して投資できる機会を提供することで、一人でも多くの皆様がお金から自由になり、本来のあるべき人生を歩んでいただくお手伝いをするを目的としています。

ファンドの特色

「自分たちが本当に良いと思うものをお客様にも提供したい」との思いから、当社のグループ企業やその社員などが『あいのり投資』の精神に基づき、当社ファンドへ投資していることが、日本で販売されている他のファンドとの最大の違いであり、ファンドの良さを表している特徴の一つです。その他、以下のような特徴があります。

1 「長期投資」

長期に安定したパフォーマンスを確保するため、株式に限らず、債券、商品、不動産、金に投資するファンドなど、マザーファンドを通じて、あらゆる資産に投資する事が可能で、市場の環境変化に対応できる設計になっています。

2 「分散投資」

マザーファンドを通じて、複数のファンドに分散投資することで、リスクの軽減が図れるだけでなく、その時の市場のサイクルに最も適合したアセットアロケーションを実現しながら、最適なパフォーマンスを目指します。

3 「厳選したファンド」

スイスの兄弟会社と密に情報共有を行いながら、優秀なファンドを世界から厳選すると同時に、常に最も「旬」なファンドを組み込む努力を行っています。また組入れにあたっては、国内外のETF（上場投資信託証券及び上場投資証券）に投資する場合があります。

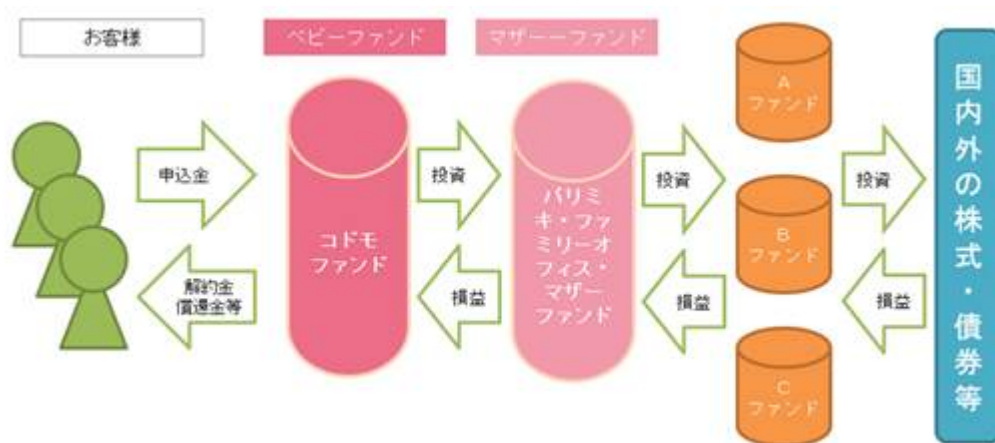
資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファミリーファンド方式とは

複数の投資信託の資金をまとめて、「マザーファンド(親投資信託)」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株・債券及びファンドなどの資産に投資する運用方式のことです。

一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドがマザーファンドに対して投資を行います。

<イメージ図>



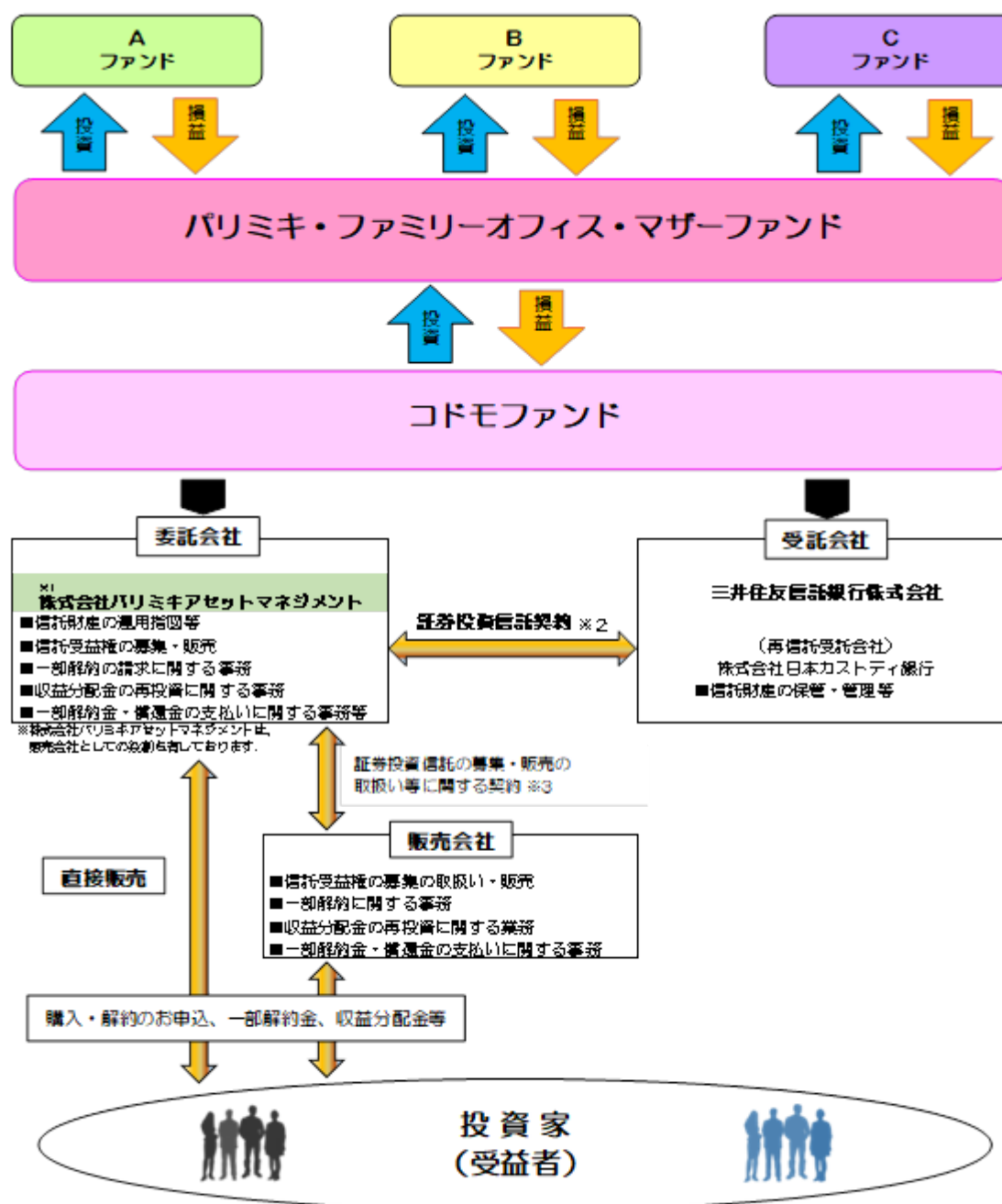
(中略)

(2) 【ファンドの沿革】

- 2013年4月15日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
- 2020年9月28日 らくちんファンドと併合
- 2020年10月26日 かいたくファンドと併合
- 2025年9月1日 投資形態をファミリーファンド方式へ変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



※1株式会社パリティアセットマネジメントは、販売会社としての役割も有しております。

※2受託会社との契約：ファンドの運用方針、信託報酬の徴収等、ファンドの設定・維持のために必要事項を信託契約で規定しています。

※3販売会社との契約：委託会社が販売会社に委託するファンドの募集の取扱い・販売に係る業務の内容、一部解約に係る業務の内容、及びこれらに関する手続等について規定しています。

(中略)

<訂正前>

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

A. 基本方針

当ファンドは、複数のファンドに分散投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ方式により、投資家の方々に長期の株式投資を提供することを目的とした運用を行います。

B.投資態度

主として、別に定める国内外の投資信託証券（投資信託又は外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）及び投資法人又は外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。

投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持しますが、景気動向や市況動向を勘案して低位になることがあります。また、投資信託証券の銘柄の入替えを行うことがあります。

市況動向や当ファンドの資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

<訂正後>

2【投資方針】

（１）【投資方針】

A.基本方針

当ファンドは、パリミキ・ファミリーオフィス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）を通じて、信託財産の長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

B.投資態度

主として、親投資信託の受益証券への投資を通じて、信託財産の長期的な成長を目指します。

親投資信託の受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

親投資信託の運用にあたっては、以下の方針を基本とします。

a. 主として、別に定める国内外の投資信託証券に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。

b. 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持しますが、景気動向や市況動向を勘案して低位になることがあります。また、投資信託証券の銘柄の入替えを行うことがあります。

市況動向や当ファンドの資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

<訂正前>

（２）【投資対象】

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

（中略）

・SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）

・アトランティス・ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド USDクラス

（アイルランド籍USドル建外国投資信託証券）

・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）

（中略）

投資の対象とする有価証券及び金融商品の指図範囲等

主として別に定める国内外の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）の他、次の有価証券に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

2) 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1) の証券又は証書の性質を有するもの

3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）

なお、上記3) の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

4) 受益証券発行信託の受益証券

5) 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

6) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

投資の対象とする金融商品

上記 に掲げる有価証券の他、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記 1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。）

について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（中略）

< 指定投資信託証券の概要 >

（中略）

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	S B I 中小型割安成長株ファンド ジェイリパイプ（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資態度	主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
投資制限	マザーファンドへの投資割合に制限を設けません。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%） （委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%） （税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%） 委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年7月22日（休業日の場合は翌営業日）

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	アトランティス・ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド USDクラス (アイルランド籍 USドル建外国投資信託証券)
運用の基本方針	
基本方針	主として日本の株式に投資して、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
投資対象 及び 投資制限	日本国内の企業又は主な収益又は資産が日本に存在する企業が発行する株式及び株式連動証券（転換社債、優先株式又は新株予約権など）に投資します。 ファンドの純資産総額の20%を限度として、以下の商品に投資します。 () 投資適格債券 () 短期金融商品（無担保債、最低1年以上の償還期限が定められた債券（企業及び政府が発行する変動並びに固定利付債券を含む）） ファンドの純資産総額の10%を限度として、東京証券取引所又は大阪証券取引所に上場している不動産投資信託証券に投資します。但し、UCIT Regulation, 2011 Regulation 104 規定の流動性要件を満たすため、ファンドの当該能力に影響を及ぼさないものに限りします。 原則として、日本の一以上の認可を受けた証券取引所で取引されている有価証券に投資します。
投資態度	当ファンドは、ファンダメンタル調査が長期的な成長をけん引していくと考えており、ボトムアップアプローチにより株式を選定します。 株式の選定が最も重要であり、セクターまたは業種ウエイトは、株式選定の次に考慮します。しかしながら当ファンドは、大局的なマクロ懸念及びそれらが企業に与える影響も同様に考慮します。
収益分配時期 及び方法	分配金がある場合は年1回決算時に行います。
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.5%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	アドミニストレーションフィー：最大0.25% カストディアンフィー：最大0.10% ファンドの事務処理に要する費用、ファンドに関する法務、租税、監査、印刷、法律顧問費用など。
その他	
運用会社	アトランティス・インベストメント・マネジメント・リミテッド（アイルランド） アトランティス・インベストメント・マネジメント・リミテッド（香港）
投資助言会社	アトランティス・インベストメント・リサーチ・コーポレーション株式会社
受託会社	ノーザン・トラスト・フィデュシャリー・サービスズ（アイルランド）
事務管理会社	ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ（アイルランド）
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目		コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
運用の基本方針		
	基本方針	コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 原則として、有価証券先物取引等を行いません。 原則として、有価証券の貸付は行いません。
	主な投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
	主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 外国為替予約取引は約款の範囲で行います。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
	収益分配時期 及び方法	毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	年率0.90%（税抜き） < 委託会社 > 年0.57%、< 販売会社 > 年0.28%、< 受託会社 > 年0.05%
	販売手数料	なし
	信託財産留保金	なし
	その他の費用	なし
その他		
	投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、12月30日

(中略)

<訂正後>

（２）【投資対象】

親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

親投資信託は、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

（中略）

- ・SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）

（中略）

投資の対象とする有価証券及び金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として株式会社パリミキアセットマネジメントを委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された パリミキ・ファミリーオフィス・マザー ファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもって親投資信託の受益証券に投資することを指図することができます。

- 1) コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2) 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1) の証券又は証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
なお、上記3) の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
- 4) 受益証券発行信託の受益証券
- 5) 親投資信託の組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

投資の対象とする金融商品

上記 に掲げる有価証券の他、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記 1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(中略)

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

(中略)

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	S B I 中小型割安成長株ファンド ジェイリパイプ（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
投資制限	マザーファンドへの投資割合に制限を設けません。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%） （委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%） （税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%） 委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	

委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年7月22日（休業日の場合は翌営業日）

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 （適格機関投資家限定）
運用の基本方針	
基本方針	コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 原則として、有価証券先物取引等を行いません。 原則として、有価証券の貸付を行いません。
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 外国為替予約取引は約款の範囲で行います。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配時期及び方法	毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.90%（税抜き） < 委託会社 > 年0.57%、< 販売会社 > 年0.28%、< 受託会社 > 年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし

	その他の費用	なし
その他		
	投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、12月30日

（中略）

<訂正前>

（３）【運用体制】

（中略）

（４）【分配方針】

（中略）

留保益の運用方針

収益分配にあてなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

（中略）

（５）【投資制限】

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。但し、信託約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については制限を設けません。

外貨建資産への投資には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

<訂正後>

（３）【運用体制】

（中略）

（４）【分配方針】

（中略）

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

（中略）

（５）【投資制限】

投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

但し、信託約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、親投資信託が投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

親投資信託の組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

<訂正前>

3【投資リスク】

投資リスク

当ファンドは、株式などに投資する投資信託証券に投資しますので（ファンド・オブ・ファンズ方式といいます。）基準価額はそれら組入株式等の値動きにより変動します。また、外貨建資産に投資する場合、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。従って、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

（中略）

（7）その他の留意点

（中略）

- ・当ファンドは、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。また、委託者は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（中略）

参考情報

（中略）

<訂正後>

3【投資リスク】

投資リスク

当ファンドは、親投資信託を通じて株式などに投資する投資信託証券に投資しますので、基準価額はそれら組入株式等の値動きにより変動します。また、外貨建資産に投資する場合、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。従って、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

（中略）

（7）その他の留意点

（中略）

- ・当ファンドは、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の換金申込を取り消すことがあります。また、委託者は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（中略）

参考情報

（中略）

<訂正前>

4【手数料等及び税金】

（中略）

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者の場合

（中略）

当ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの成長投資枠（特定非課税管理勘定）の対象となっておりますが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

NISA（少額投資非課税制度）をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（後略）

<訂正後>

4【手数料等及び税金】

（中略）

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者の場合

（中略）

当ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、成長投資枠（特定非課税管理勘定）の対象となっておりますが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

NISA（少額投資非課税制度）をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けること

ができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
（後略）

以上